

令和2年度(2020年度)

「絆づくりメッセージコンクール」～いじめやネットトラブルの根絶を目指して～ 実施要項

(令和2年(2020年)6月22日 北海道いじめ問題対策連絡協議会決定)

1 目的

いじめやネットトラブルの根絶を目指し、青少年に対しよりよい人間関係づくりに関するメッセージを募集し、その作品を啓発活動等に活用することにより、よりよい人間関係を構築し、思いやりをもって人と接する社会を目指す社会全体の意識の向上を図る。

2 主催

北海道いじめ問題対策連絡協議会

3 主管

各管内の地域いじめ問題等対策連絡協議会

4 募集期間・審査時期

- (1) 募集期間 6月26日(金)～8月31日(月)
- (2) 管内審査 9月1日(火)～9月23日(水)
- (3) 全道審査 10月上旬

5 対象

道内の青少年(道内の国公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒等)

6 募集するメッセージの内容

よりよい人間関係づくり・絆づくりを呼びかける内容とする。

- 例 ・好ましい人間関係づくり
- ・友達との助け合い
 - ・いじめ(ネットいじめを含む)をやめさせること
 - ・いじめ(ネットいじめを含む)を受けている友達を助けること
 - ・インターネットへの誹謗中傷等の書き込みの禁止
 - ・インターネット上の有害情報やSNS上の個人情報発信に伴う被害の防止
 - ・人種や国籍、病歴等による偏見や差別をなくすこと など

7 募集する部門等

「標語部門」と「ポスター部門」を募集する。

(1) 標語部門(おおよそ20字以内)

- ア 小学校の部
- イ 中学校の部
- ウ 高等学校の部

(2) ポスター部門(B3判[36.4×51.5cm]又は、四つ切り[38×54cm]の用紙)

- ア 小学校の部
- イ 中学校の部
- ウ 高等学校の部

※1 個人・団体の区分は設けない。

- ※2 小学校の部には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部の児童、中学校の部には義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の生徒、高等学校の部には中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒の作品を含む。
- ※3 学校に在籍していない青少年（18歳以下）からの応募は、応募者の年齢に相当する部の作品として受け付け、審査対象とする。

8 応募方法

- (1) 道内の国公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒

次により、在籍する学校を通じて応募する。学校は、各教育局の教育支援課に送付する。なお、札幌市を除く市町村立学校については、市町村教育委員会を通じて、教育局教育支援課に送付する。

また、札幌市立学校については、札幌市教育委員会に送付する。

ア 標語

所定の応募作品票（別紙1）に、作品と、作成者の学校名、学年及び氏名を記入すること。

イ ポスター

作品の裏面に、作成者の学校名、学年及び氏名を記入した応募作品票（別紙2）を貼付すること。

- (2) 上記の学校に在籍していない青少年（18歳以下）

次により、教育局教育支援課に送付する。

ア 標語

所定の応募作品票（別紙1）又は任意の用紙に、作品と、応募する部門の名称、作成者の氏名、年齢（生年月日）及び連絡先（住所・電話番号等）を記入すること。

イ ポスター

作品の裏面に、作成者の氏名、年齢（生年月日）及び連絡先（住所・電話番号等）を記入した応募作品票（別紙2）を貼付するか、作品の裏面に直接、応募する部門の名称、作成者の氏名、年齢（生年月日）及び連絡先（住所・電話番号等）を記入すること。

- (3) 応募作品は未発表作品であることを条件とする。
(4) 応募は1人1作品とする。

9 審査

管内ごとに審査し、次の各賞を選定する。ただし、石狩管内については、札幌市立学校と札幌市立学校以外に区分して、それぞれ審査し、各賞を選定する。

- (1) 管内審査

各教育局が応募を受け付けた作品は、各管内に設置されている地域いじめ問題等対策連絡協議会が、札幌市教育委員会が応募を受け付けた作品は、札幌市教育委員会が審査し、それぞれ、次の各賞を選考する。

ア 最優秀賞 「標語」「ポスター」部門における各部ごと1作品、計6作品

イ 優秀賞 「標語」「ポスター」部門における各部ごと1作品、計6作品

ウ 奨励賞 「標語」「ポスター」部門における各部ごと2～4作品程度、計12～24作品程度

- (2) 全道審査

各管内において最優秀賞を受賞した作品について、北海道いじめ問題対策連絡協議会が最終審査を行い、次のア・イの各賞を選定する。

なお、ウの高等学校長協会特別賞については、北海道高等学校長協会が、標語の候補作品

から審査し、選定する。

ア 最優秀賞 「標語」「ポスター」部門における各部ごと1作品、計6作品

イ 優秀賞 「標語」「ポスター」部門における各部ごと1作品、計6作品

※最優秀賞及び優秀賞を受賞した標語は、よつ葉乳業株式会社の協力により、「よつ葉北海道十勝軽やかしぼり」(1リットル牛乳パック)の広告欄及び啓発用ポスターに作品、氏名、学校名及び学年を掲載する。

ウ 高等学校長協会特別賞(高等学校長協会賞1作品、北海道高等学校安全互助会理事長賞1作品、奨励賞4作品以内)

10 表彰等

- ・入賞者には賞状を授与する。
 - ・全道の最優秀受賞者には、よつ葉乳業株式会社の協力により、副賞を授与する。
- ※全道の入賞者は、2月に各管内で表彰状授与を予定

11 入賞作品の活用等

全道及び各管内の審査において最優秀賞を受賞した作品及び作成者の氏名、学校名、学年(青少年の場合は氏名、年齢及び住所地市町村名)については、北海道教育委員会の広報活動(Webページや作品展示等)において公表するなど、いじめの根絶やインターネットの適切な利用等に向けた啓発活動に活用する。また、各管内に設置されている地域いじめ問題等対策連絡協議会においても、同様に管内入賞作品を活用する。

その他

- (1) 応募作品票に記入された個人情報、本賞選考及びいじめの根絶及びネットトラブルの防止に係る啓発活動以外に使用しない。
- (2) 応募作品の著作権は、主催者に帰属する。
- (3) 応募作品については、原則として返却しない。